

## 保健師、助産師、看護師について

区分	保健師	助産師	看護師
定義	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者	厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者
免許	保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許	助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許	看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許
試験資格	学校	文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者	文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者
	養成所	文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者	文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
その他	—	—	免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの
外国	外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
学校養成所の指定基準	一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、六月以上であること。 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。	一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、六月以上であること。 三 教育の内容は、別表二に定めるもの以上であること。	一 学校教育法第五十六条に該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、三年以上であること。 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。

四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。	四 別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。	四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
五 一の授業科目について同時に授業を行ふ学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。	五 一の授業科目について同時に授業を行ふ学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。	五 一の授業科目について同時に授業を行ふ学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。	六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。	六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
七 図書室及び専用の実習室を有すること。	七 図書室及び専用の実習室を有すること。	七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とができる。
八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。	八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。	八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することがでできること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。	九 別表二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。	九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
十 専任の事務職員を有すること。	十 専任の事務職員を有すること。	十 専任の事務職員を有すること。
十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。	十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。	十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。	十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。	十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

北海道厚生局所管指定養成施設等一覧

平成20年4月1日現在

○看護師養成所【42校45課程】

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	星 夜 等 の 别	修 業 年 限	入 学 定 員	指 定 年 月 日
○看護師養成所【42校45課程】								
35	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14.4.1
36	専門学校日本福祉看護学院	看護学科	(学) つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間・全日制	4年	50	H7.12.28
37	西札幌病院附属札幌看護学校		独立行政法人国立病院機構	札幌市西区山の手4条6丁目2	昼間	3年	80	S27.4.1
38	勤医協札幌看護専門学校	看護学科	(社) 北海道労働者医療協会	札幌市東区伏古11条1丁目1-15	昼間	3年	60	S54.3.1
39	北海道ハイテクノロジー専門学校	看護学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H4.4.1
40	北海道立衛生学院	看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間 通信制	2年 2年	40 250	S37.1.22 H18.4.1
41	札幌市医師会看護専門学校	看護師科	(社) 札幌市医師会	札幌市中央区大通西19丁目	夜間・定時制	3年	80	S47.4.1
42	琴似看護専門学校		(医社) 静和会	札幌市西区琴似1条5丁目2~25	夜間・定時制	2年	30	S43.1.20
43	中村記念病院附属看護学校		(医) 医仁会	札幌市南区石山2条9丁目7-1	昼間	2年	70	S62.2.13
44	札幌医療科学専門学校	看護科(通信制)	(学) 西野学園	札幌市西区西野2条2丁目8-15	通信制	2年	250	H17.4.1
45	市立小樽病院高等看護学院		小樽市	小樽市東雲町9番12号	昼間	3年	30	S27.3.20
46	小樽看護専門学校		(学) 共育の森学園	小樽市入船4丁目9番1号	夜間・定時制	3年	50	S40.9.24

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入 学 定員	指 定 年 月 日
47	岩見沢市立高等看護学院		岩見沢市	岩見沢市8条西9丁目34	昼間	3年	40	S51. 4. 1
48	砂川市立病院附属看護専門学校		砂川市	砂川市西4条北1丁目1-5	昼間	3年	35	H3. 4. 1
49	滝川市立高等看護学院		滝川市	滝川市新町2丁目8-10	昼間	3年	25	S44. 4. 1
50	深川市立高等看護学院		深川市	深川市5条6-2	昼間	3年	20	S46. 4. 1
51	駒沢看護保育福祉専門学校		(学) 駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目-1-15	昼間	2年	50	H9. 4. 1
52	日鋼記念看護学校	看護学科	(医社) カレスアライアンス	室蘭市新富町1丁目5-13	昼間	3年	70	S63. 4. 1
53	市立室蘭看護専門学院		室蘭市	室蘭市東町4丁目20-6	昼間	3年	50	S43. 4. 1
54	伊達赤十字看護専門学校		日本赤十字社	伊達市末永町81-12	昼間	3年	30	S19. 4. 1
55	王子総合病院附属看護専門学校		(医) 王子総合病院	苦小牧市表町4丁目2-51	昼間	3年	40	H2. 4. 1
56	浦河赤十字看護専門学校		日本赤十字社	浦河郡浦河町東町のみ1丁目3-39	昼間	3年	30	H2. 4. 1
57	苦小牧看護専門学校	看護第2科 看護第1科	(社) 苦小牧市医師会 独立行政法人国立病院機構	苦小牧市住吉町2丁目10-6 函館市川原町18-13	昼間・定時制 昼間	2年 3年	40 40	S55. 4. 1 H18. 4. 1
58	函館病院附属看護学校			函館市港町1丁目5-15	昼間	3年	40	S55. 4. 5
59	市立函館病院高等看護学院			函館市	昼間	3年	70	S25. 3. 25

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入 学 定 員	指 定 年 月 日
60	函館厚生院看護専門学校		(福) 函館厚生院	函館市本町33-2	昼間	3年	40	S28. 4. 1
61	函館医療保健専門学校	看護科	(学) 野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	3年	50	H元. 2. 2
62	北海道立江差高等看護学院		北海道	檜山郡江差町字伏木戸町483	昼間	3年	40	H10. 4. 1
63	函館市医師会看護専門学校		(社) 函館市医師会	函館市湯川町3丁目38-45	昼間	2年	40	H17. 4. 1
64	北海道立旭川高等看護学院	看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	3年	40	S48. 4. 26
65	厚生連旭川厚生看護専門学校		J A 北海道厚生連	旭川市東旭川町下兵村297	昼間	3年	80	H3. 1. 7
66	富良野看護専門学校		富良野市	富良野市弥生町5-1	昼間	3年	40	H6. 2. 18
67	旭川市医師会看護専門学校	看護師1科 看護師2科	(社) 旭川市医師会	旭川市金星町1丁目1-50	夜間・定時制	2年	40	S45. 4. 10
68	釧路労災看護専門学校		独立行政法人労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-38	昼間・定時制	3年	40	H10. 4. 10
69	釧路市立高等看護学院		釧路市	釧路市春湖台1-18	昼間	3年	30	S49. 4. 1
70	北海道社会事業協会帶広看護専門学校		(財) 北海道社会事業協会	帯広市東5条南13丁目1-3	昼間	3年	30	S43. 4. 1
71	北見医師会看護専門学校	看護学科	(社) 北見医師会	北見市幸町3丁目1-24	昼間・定時制	3年	40	S28. 4. 1
72	北海道立網走高等看護学院		北海道	網走市北12条西2丁目2-10	昼間	2年	40	S46. 4. 1

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入 学 定員	指 定 年 月 日
73	北海道立紋別高等看護学院		北海道	紋別市緑町5丁目6-7	昼間	3年	30	S49. 2. 27
74	帯広高等看護学院	看護学科	十勝圈複合事務組合	帯広市西11条南39丁目1-3	昼間	3年	20	S48. 4. 1
75	北部保健福祉専門学校	看護学科	(学) 稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	3年	40	H20. 4. 1
76	釧路市医師会看護専門学校		(社) 釧路市医師会	釧路市新生1丁目4-12	昼間	3年	40	H19. 12. 25
○保健師養成所【3校3課程】								
77	北海道立旭川高等看護学院	地域看護科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	30	S62. 2. 13
78	北海道立衛生学院	地域看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	40	S27. 9. 18
79	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14. 4. 1
○助産師養成所【2校2課程】								
80	北海道立旭川高等看護学院	助産学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	20	S57. 12. 24
81	北海道立衛生学院	助産学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	30	S27. 9. 18

## 理学療法士、作業療法士について

区分	理学療法士	作業療法士
定義	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者</p> <p>「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気・刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること</p>	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者</p> <p>「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせるこ</p>
免許	理学療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許	作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許
試験資格	学校 ・養成所  大学に入学することができる者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの	大学に入学することができる者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
	作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの	理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの
外国	外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものの	外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものの
学校・養成施設指定の基準	一 学校教育法第九十条第一項に規定する者(法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該	一 前条第一項第一号、第二号及び第六号から第十二号までに該当するものであること

大学に入学させた者を含む。)、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六条)による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができます。

五 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。

六 一学級の定員は、四十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること

八 適当な広さの実習室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること

十 臨床実習を行うのに適當な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること

十一 実習施設における臨床実習について適當な実習指導者の指導が行われること

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること

二 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

三 別表第二に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができます。

四 作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であること。

## 北海道厚生局所管指定養成施設等一覧

平成20年4月1日現在

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
<b>○理学療法士養成施設【6校7課程】</b>								
90	専門学校北海道リハビリテーション大学校	理学療法学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2-1-15	昼間	4年	40	H8. 4. 1
91	札幌リハビリテーション専門学校	理学療法士科	(学) 西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13. 4. 1
92	札幌医療福祉デジタル専門学校	理学療法学科	(学) 都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間 夜間	3年 3年	40 40	H20. 4. 1
93	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	理学療法士学科	(学) つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H7. 4. 1
94	北海道千歳リハビリテーション学院	理学療法学科	(学) 淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼間	3年	80	H7. 4. 1
95	北部保健福祉専門学校	理学療法学科	(学) 稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	40	H7. 4. 1
<b>○作業療法士養成施設【6校7課程】</b>								
96	専門学校北海道リハビリテーション大学校	作業療法学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2-1-15	昼間	4年	40	H8. 4. 1
97	札幌リハビリテーション専門学校	作業療法士科	(学) 西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13. 4. 1
98	札幌医療福祉デジタル専門学校	作業療法学科	(学) 都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間 夜間	3年 3年	40 40	H20. 4. 1
99	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	作業療法士学科	(学) つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H7. 4. 1
100	北海道千歳リハビリテーション学院	作業療法学科	(学) 淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼間	3年	60	H10. 4. 1

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
101	北都保健福祉専門学校	作業療法学科	(学)稻積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	屋間	4年	30	H8.4.1

## 専修学校とは

専修学校は、昭和 51 年に新しい学校制度として創設されました。学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。

専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。

事 項	専修学校設置基準
修業年限	1 年以上
年間授業時数	800 時間以上 夜間その他特別の時間に授業を行う場合、修業年限に応じて年間授業時数を減ずることができることとし、この場合には 1 年間に 450 時間以上とする
収容定員	40 人以上
同時に授業を行う生徒数	40 人以下を原則
入学資格	高等課程 … 中学校卒業程度 専門課程 … 高等学校卒業程度 一般課程 … 特になし
授業科目	課程ごとにそれぞれの課程にふさわしい授業科目を開設する
教員数	生徒定員 80 人までは最低 3 人 課程及び目的に応じる分野の区分ごとに生徒総定数に応じて増加。半数以上は専任（最低 3 人）
校長の資格	教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者
教員の資格	大学、専修学校専門課程等の卒業・修了後、一定期間、学校・研究所等で教育、研究又は技術に関する業務に従事した者などでその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者
位置及び環境	教育上及び保健衛生上適切なものであること
校地	校舎等を保有するに必要な面積を備えること
校舎等	生徒定員 40 人までの場合は下記の面積以上 <input type="radio"/> 高等課程・専門課程 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉関係 260 平方メートル 商業実務、服飾・家政、文化・教養関係 200 平方メートル <input type="radio"/> 一般課程 生徒定員 40 人を超える場合 1 人につき 3.0 平方メートルから 2.3 平方メートル程度加算 ※ 特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合には、基準面積を下回ることは可能。
設置者	国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者 ① 専修学校経営のために必要な経済的基盤を有すること ② 専修学校経営のために必要な知識又は経験を有すること ③ 社会的信望を有すること

## ■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

## 第四条 削除

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

- 2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
- 三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、こ

れを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- 三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適當と認めたもの

#### ■保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年十二月八日政令第三百八十六号）

（学校又は看護師等養成所の指定）

第十一条 主務大臣は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十二条第二号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

## ■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

### （定義）

- 第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

### （免許）

- 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

### （理学療法士国家試験の受験資格）

- 第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

### （作業療法士国家試験の受験資格）

- 第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技

能を修得したもの

三 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(業務)

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができます。

- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

■理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年十月一日政令第三百二十七号）

(学校又は養成施設の指定)

第九条 主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この政令における主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十一条第一号若しくは第二号の規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

- 2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

## ■学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第一百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第一百五十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第一百五十六条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- 2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第一百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

## ■私立学校法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）

### （定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）第一条に規定する学校をいう。

- 2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
- 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人



## 道内の公立・私立大学医療関係学部

(2008年4月現在)

所在地及び名称	一学年定員
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学 保健医療学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科	50 20 20
石狩郡当別町金沢1757 北海道医療大学 看護福祉学部 看護学科	90
北見市曙町664-1 日本赤十字北海道看護大学 看護学部 看護学科	100
札幌市東区北13条東3丁目1番30号 天使大学 看護栄養学部 看護学科	80
札幌市中央区北11条西13丁目 札幌市立大学 看護学部 看護学科	80
名寄市西4条北8丁目1 名寄市立大学 保健福祉学部 看護学科	50
旭川市永山3条23丁目1番9号 旭川大学 保健福祉学部 保健看護学科	60
恵庭市黄金町中央5丁目196番地の1 北海道文教大学 人間科学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科	80 80 40

## 公立・私立大学における 収容定員の変更に係る手続き

公立大学	私立大学
<p>○収容定員は、学則に記載</p> <p>(学校教育法施行規則 § 4、大学設置基準 § 18)</p>	
<p>○学則の変更 →文科大臣への届け出</p> <p>(学校教育法施行令 § 26 ①Ⅲ)</p>	<p>○学則の変更 →文科大臣の認可</p> <p>(学校教育施行令 § 23・11号)</p>

## ■学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
  - 二 市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
  - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
- (2～5 略)

## ■学校教育法施行令（昭和 28・10・31・政令 340 号）

### （法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(1～10 略)

- 11. 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

### （市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第26条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第2号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 1. 名称を変更しようとするとき。
- 2. 位置を変更しようとするとき。
- 3. 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第27条の2において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものと除く。）を変更したとき。

## ■学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

- 二 部科及び課程の組織に関する事項
  - 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
  - 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
  - 五 収容定員及び職員組織に関する事項
  - 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
  - 八 賞罰に関する事項
  - 九 寄宿舎に関する事項
- (2～3 略)

第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に掲げる事項に係る学則の変更とする。

- 2 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。
- 3 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

### ■大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）

#### （収容定員）

- 第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第四十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。
- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
  - 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。